

| 法人シート（概要説明書） | | | | | | | | | | |
|--------------------|------------------------|---|----------------|--------|-----------------|--|----------------|----------|--------|--|
| 法人名 | | 独立行政法人 労働安全衛生総合研究所 | | | | | | | | |
| 当省担当部局 | | 労働基準局安全衛生部 | | 担当課・室名 | | 計画課 | | | | |
| 根拠法令 | | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所法 | | 沿革 | | 昭和17年 厚生省産業安全研究所 } ⇒ 昭和24年 労働省けい肺試験室 } ⇒ 平成13年 独立行政法人産業安全研究所 } ⇒ 平成13年 独立行政法人産業医学総合研究所 } ⇒ 平成18年 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 } ⇒ | | | | |
| 役職員 | 役員総数 (官庁OB/役員数) | 0/5 | 常勤役員数 | 0/4 | 非常勤役員数 | 0/1 | 監事 | 0/2 | | |
| | 職員総数 | 116 | うち常勤 | 107 | うち非常勤 | 9 | 役員報酬総額 | 63,088千円 | | |
| | 現役出向者 (役員/職員) | 2/20 | 官庁OB (常勤職員) | 0 | 官庁OB (非常勤職員) | 0 | 官庁OB役員 報酬総額 | 0 | | |
| 法人概要 | 目的 (何のために) | 労働者の安全及び健康の確保に資するため、以下の調査及び研究を行う。 1 プレス、木材加工機械等による労働災害、建設業における足場の倒壊、墜落、土砂崩壊による労働災害、化学設備等における爆発火災災害、感電災害等を防止するための産業安全面の調査及び研究 2 じん肺、職業がん、腰痛等の職業性疾病、メンタルヘルス、健康保持増進、有害物質を除去するための局所排気装置等に関する労働衛生面の調査及び研究 | | | | | | | | |
| | 対象 (誰/何を対象に) | 事業者、労働者 | | | | | | | | |
| | 事務・事業内容 (手段、手法など) | 応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うとともに、労働災害の発生現場における原因調査、事業場の労働現場の実態把握等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行っている。 研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表している。また、同種現場を有する事業場での活用が図られるように研究所の独自指針を策定公表しているものもある。 その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学的技術的な側面から究明した上で、行政に報告している。 | | | | | | | | |
| コスト | 平成22年度予算額 | | | | 人件費 | | | | | |
| | 事業費 | 953 百万円 | | | } | 職員構成 | 概算人件費 | | 従事役職員数 | |
| | 管理費 | 252 百万円 | | | | 常勤職員 | 1,126,192 千円 | 111 | 人 | |
| | 人件費 | 1,145 百万円 | | | | 非常勤職員 | 19,063 千円 | 10 | 人 | |
| | 総計 | 2,351 百万円 | | | | | | | | |
| 国からの財政支出額の推移 (百万円) | 平成19年度 | 平成20年度 | | 平成21年度 | | 平成22年度 | | | | |
| 一般会計 | 820 | 820 | | 799 | | 604 | | | | |
| 特別会計 | 2,090 | 1,947 | | 1,985 | | 1,702 | | | | |
| 計 | 2,910 | 2,767 | | 2,784 | | 2,306 | | | | |
| うち運営費交付金 | 2,514 | 2,516 | | 2,536 | | 2,075 | | | | |
| うち施設整備費等補助金 | 396 | 251 | | 248 | | 231 | | | | |
| うちその他の補助金等 | - | - | | - | | - | | | | |
| 国との契約 | 随意契約(件数/金額(百万円)) | 3/20 | 1/10 | | 4/49 | | - | | | |
| | 95%以上の落札率の契約(件数/金額(同)) | -/- | -/- | | -/- | | - | | | |

法人シート（概要説明書）

| | | | | | |
|-------------------------------|-----------------------------------|--|---------------|----------------------|--------|
| 法人名 | | 独立行政法人 労働安全衛生総合研究所 | | | |
| 当省担当部局 | | 労働基準局安全衛生部 | 担当課・室名 | 計画課 | |
| | | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 平成22年度 |
| 法人支出予算額の推移（百万円） | | 2,938 | 2,793 | 2,810 | 2,331 |
| 法人支出の契約 | 随意契約（件数/金額（百万円）） | 25/260 | 11/129 | 8/32 | — |
| | うち厚労省〇日が在籍している企業・団体との契約（件数/金額（同）） | —/— | —/— | —/— | — |
| | 95%以上の落札率の契約（件数/金額（百万円）） | 22/316 | 18/333 | 22/155 | — |
| | うち厚労省〇日が在籍している企業・団体との契約（件数/金額（同）） | —/— | —/— | —/— | — |
| 利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移（百万円） | | 17 | 32 | — | — |
| 発生要因 | | 「研究職員が審議会、委員会（民間が開催するものを含む。）、講演会に出席した際の謝金」、「特許使用料」、「施設の有償貸与による収入」等により発生。 | | | |
| 見直し案 | | 独立行政法人通則法及び中期計画に従い国庫に返納しているため、見直し予定なし。 | | | |
| 行政サービス実施コストの推移（百万円） | | 2,983 | 2,797 | — | — |
| 保有資産の内訳（百万円） | 現・預金 | 742 | 866 | — | — |
| | 有価証券 | — | — | — | — |
| | 株式 | — | — | — | — |
| | 債券 | — | — | — | — |
| | その他 | — | — | — | — |
| | 土地・建物 | 10,569 | 10,385 | — | — |
| | その他 | — | — | — | — |
| 資本金 | | 11,786百万円 | | うち政府出資金 11,786百万円 | |

【独立行政法人評価の評価結果及び第三者の意見】

| 評価・意見の主体 | 内 容 |
|-----------------------|---|
| H20年度厚生労働省独立行政法人評価委員会 | 研究所は、労働者の安全及び健康の確保に資する調査研究や労働災害の調査といった公平性・中立性の求められる重要な業務を担っており、調査研究については、行政のニーズ、社会的ニーズの把握に積極的に務め、研究成果が、労働安全衛生関係法令、通達、ISO（国際標準規格）、JIS（日本工業規格）等の労働安全衛生に関する国内基準、国際基準の制定・改訂等に貢献しており、研究所の限られた人的資源を考慮すると、大きな成果を上げているものと評価できる。（業務実績全般の評価（抄）） |

| 事務・事業シート（概要説明書） | | | | | |
|-------------------------|---|---|--|-------|-------|
| 事業名 | 労働安全衛生に関する調査研究 | | | 事業No | 1 |
| 類型 | 研究開発型 | | | | |
| 根拠法令（具体的な条文（①条①項など）も記載） | 独立行政法人 労働安全衛生総合研究所法 | 関係する通知、計画等 | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期目標・中期計画（平成18年4月1日） 独立行政法人労働安全衛生総合研究所平成22年度計画（平成22年3月31日） | | |
| 実施方法 | ■直接実施 | | | | |
| | □業務委託等（委託先等： ） | | | | |
| | □補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体： ） | | | | |
| | □その他（ ） | | | | |
| 事務・事業概要 | 目的（何のために） | 1 プレス、木材加工機械等による労働災害、建設業における足場の倒壊、墜落、土砂崩壊による労働災害、化学設備等における爆発火災災害、感電災害等を防止するための産業安全面の調査及び研究 2 じん肺、職業がん、腰痛等の職業性疾病、メンタルヘルス、健康保持増進、有害物質を除去するための局所排気装置等に関する労働衛生面の調査及び研究により、労働者の安全及び健康の確保に資する。 | | | |
| | 対象（誰/何を対象に） | 事業者、労働者 | | | |
| | 事務・事業内容（手段、手法など） | <p>応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うとともに、労働災害の発生現場における原因調査、事業場の労働現場の実態把握等を踏まえて研究課題を選定し、研究所内の実験設備及び現場を用いた再現実験等を通して災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行っている。</p> <p>研究の成果については、行政施策の策定に活用されるほか、論文等として一般に公表している。また、同種現場を有する事業場での活用が図られるように研究所の独自指針を策定公表しているものもある。</p> <p>その他、重大な労働災害や原因究明が困難な労働災害について、行政の要請を受けて研究員を派遣し、災害調査の実施を通して災害原因を科学技術的な側面から究明した上で、行政に報告している。</p> | | | |
| | 事業の期限 | なし | | | |
| 事業の沿革 | <p>[いつから実施] 産業安全分野については昭和17年から、労働衛生分野については昭和24年から実施。</p> <p>[実施主体の変遷] 昭17.1厚生省産業安全研究所 →昭22.9労働省産業安全研究所 →平13.1厚生労働省産業安全研究所 →平13.4独立行政法人産業安全研究所 →（※）</p> <p>昭24.5労働省労働基準局労働衛生課分室（けい肺試験室）→昭31.4労働省労働衛生研究所 →昭51.7労働省産業医学総合研究所 →平13.1厚生労働省産業医学総合研究所 →平13.4独立行政法人産業医学総合研究所 →（※）</p> <p>（※）→平18.4独立行政法人労働安全衛生総合研究所</p> <p>[途中で廃止していた期間の有無] 無</p> | | | | |
| 事業の効果 | 研究や災害調査によって得られる公正中立な立場での最新の科学的知見等の成果については、労働安全衛生関係法令や労働災害防止対策に係る通達、指針等の制定、改廃等の基礎となるものであり、労働災害の減少につながっている。 | | | | |
| 活動実績 | 【活動指標名】 / 年度実績・評価 | 単位 | H19年度 | H20年度 | H21年度 |
| | 基盤的研究 | 課題 | 68 | 65 | 42 |
| | プロジェクト研究 | 課題 | 13 | 19 | 16 |
| | 災害調査、鑑定、鑑別等 | 件 | 51 | 35 | 54 |

事務・事業シート（概要説明書）

| | | | | | | | |
|--|--|-----------|--------------|--------------|-----------------------|------|---------------|
| 事業名 | 労働安全衛生に関する調査研究 | | | 事業No | 1 | | |
| 類型 | 研究開発型 | | | | | | |
| 成果目標 | 学会発表（事業者団体における講演等を含む。）及び論文発表（行政に提出する災害調査報告書、その他国内外の労働安全衛生に係る調査報告書を含む。）の総数を、（5年間で）1,700回以上及び850報以上とする。 | | | | | | |
| 成果実績 (成果指標の目標達成状況等) | 【成果指標名】 / 年度実績・評価 | 単位 | H18年度 | H19年度 | H20年度 | | |
| | 学会発表数（年平均目標340回） | 回 | 388(114%) | 369(109%) | 319(94%) | | |
| | 論文発表数（年平均目標170報） | 報 | 241(141%) | 333(196%) | 347(204%) | | |
| パンフレット・報告書等の作成 （件数） (名称、配付先、配付先での廃棄数は別紙で一覧を提出) | | 単位 | H19年度 | H20年度 | H21年度 | | |
| | 労働安全衛生研究（和文学術誌） | 冊 | 1,300／号 | 1,300／号 | 1,300／号 | | |
| | Industrial Health（英文学術誌） | 冊 | 1,400／号 | 1,400／号 | 1,400／号 | | |
| (配布先) | 大学（国内約300、海外約120）、研究機関（約100）、学術団体、主要図書館、事業者団体、行政機関、その他 | | | | | | |
| 過去事業規模が最大であった年度の件数、金額及び代表的な成果物 | 1 年度 H19年度（人件費1,008百万円、業務費876百万円） 2 活動実績 基盤的研究 82課題、プロジェクト研究13課題 災害調査・鑑定・鑑別等 51件 3 代表的成果物 (1)工場電気設備防爆指針（国際規格に整合した技術指針2008） (2)粉じん障害防止対策の課題と方向性について ※ 労働安全衛生規則及び粉じん障害防止規則の改正に反映された。 | | | | | | |
| コスト | 平成22年度予算額 | | | 人件費 | | | |
| | 事業費 | 723 百万円 | } | 職員構成 | 概算人件費 (平均給与×従事職員数) | | 従事役職員数 |
| | 人件費 | 911 百万円 | | 常勤職員 | 900,266 千円 | 90 人 | |
| | 総計 | 1,634 百万円 | | 非常勤職員 | 10,755 千円 | 7 人 | |

事務・事業シート（概要説明書）

| | | | | |
|-------------------------|----------------------------------|-------------|-------------|-------|
| 事業名 | 労働安全衛生に関する調査研究 | | 事業No | 1 |
| 類型 | 研究開発型 | | | |
| | 平成19年度（決算額） | 平成20年度（決算額） | 平成21年度（予算額） | |
| これまでの予算額等（百万円） | 1,884 | 1,838 | 2,066 | |
| 内訳 | 人件費（含退職金） | 1,008 | 1,068 | 1,202 |
| | 業務費 | 876 | 770 | 864 |
| 平成22年度の国からの財政支出見込額（百万円） | 1637 | | | |
| | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | |
| 再委託 | 再委託金額（百万円） | 0 | 0 | 0 |
| | 再委託先（名称・件数） | — | — | — |
| | 随意契約（件数/金額（同）） | — | — | — |
| | うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同）） | — | — | — |
| | 95%以上の落札率の契約（件数/金額（同）） | — | — | — |
| | うち厚労省OBが在籍している企業団体との契約（件数/金額（同）） | — | — | — |

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

| 評価の主体 | 評価結果の内容 |
|---|---|
| （独）労働安全衛生総合研究所外部研究評価委員会 | 27課題について5点満点で評価した結果、評価点が4.0以上のものが4課題、3.0以上4.0未満のものが21課題、2.0以上3.0未満のものが2課題となった。 評価委員からは、一部研究課題については、「計画段階での検討が不十分であった」といった指摘もあったが、「重要な研究であり、成果も上がっている」、「目標どおり要因の解析と具体策が提案されている」、「実用面で有益なデータが多く得られている」といった多くの高い評価を受けている。 |
| <p>研究所に設置した外部識者からなる外部研究評価委員会（委員長：安達洋日本大学工学部教授）において、新規に実施するプロジェクト研究について、①学術的視点、②行政的・社会的視点、③実現可能性、④研究成果の活用、⑤学際的視点、⑥その他の6つの観点から、ア）研究を実施することの意義、イ）研究計画の目的、方法等に問題がないかどうか、さらには、ウ）成果が確実に出るかどうか、といったことを評価している。</p> <p>また、実施中又は終了後のプロジェクト研究について、①目標達成度、②学術的貢献度、③行政的・社会的貢献度、④研究成果の公開、⑤学際的視点、⑥その他の6つの観点から評価を行っている。</p> | |

【現在抱えている課題】

| 内容 |
|--|
| <p>多様化する労働災害の災害調査や行政・社会ニーズに応えるための研究を確実に遂行するため、限られた数の研究員の能力向上を図ることはもとより、外部資源の一層の有効活用を図ること等により、組織・人員上の制約を克服していく必要がある。</p> <p>また、外部研究評価の結果、評点の低い研究課題も見られたが、評価結果については、研究計画の精査や研究費の配分等に反映させており、今後、研究の進捗管理を一層適切に行うこととしている。</p> |

| 事務・事業シート（概要説明書） | | | |
|---|-----------------|---|-----------|
| 事業名 | | 労働安全衛生に関する調査研究 | 事業No 1 |
| 類型 | | 研究開発型 | |
| 事務・事業の必要性 （公共上の見地から確実に実施されることが必要な理由） | | <p>安全衛生行政は、労働者の安全と健康を守るために、事業者が負うべき安全配慮義務のなかで最低限守るべき基準を設定し、罰則をもってその履行を担保することにより行われるが、その規制は労働者の安全と健康を確保出来る水準である必要がある一方で、安全衛生対策等は生産活動に直接結び付かないことから、過度な規制を行うことは事業活動を制約することにもなる。</p> <p>労働現場の実態を見ると、産業構造の変化、急速な技術革新の中で、労働態様、使用される機械・設備、原材料となる化学物質等は絶えず新しいものに替わっており、安全衛生分野の規制はその時々に応じて最新の科学的知見、データ、技術で裏打ちされたものであることが求められている。</p> <p>このようなことを考慮すれば、最新の科学的知見である安全衛生分野の調査及び研究が伴わない安全衛生行政はあり得ないものである。欧米先進国においても、同様の観点から安全衛生行政は国立の研究機関を有している。</p> | |
| 国の施策における位置付け | | <p>労働安全衛生関係法令や労働災害防止対策に係る通達、指針等の制定、改廃等の基礎となる科学的知見を公正中立な立場から収集する。</p> <p>また、重大な労働災害等の発生原因を専門的な知識・経験を駆使して科学技術面から解明し、行政における再発防止策の検討等に反映させる。</p> | |
| 廃止 | 廃止の可否 | 否 | |
| | 廃止すると生じる影響 | <p>労働安全衛生関係法令や労働災害防止対策に係る通達の制定、改廃等の基礎となる科学的知見を公正中立な立場の機関から収集できなくなり、行政における労働災害防止対策の策定に支障を来し、労働災害の増加や労働者の健康の悪化を招くことになる。</p> <p>また、一度に多数の死傷者が発生した重大な労働災害や発生原因の特定が困難な労働災害について、災害原因の特定が行われなくなり、行政における再発防止策の策定ができず、同種災害の再発防止が困難になる。</p> | |
| | 民間主体における実施状況 | <p>産業安全分野と労働衛生分野について、産業分野に密着しつつ、総合的かつ専門的な研究を実施している民間主体はない。</p> <p>なお、研究課題の選定に当たっては、外部の有識者から成る評価委員会を開催し、民間企業、大学、地方公共団体、他の独立行政法人等の研究機関等と重複がないことを確認しており、類似分野の研究実績があるものについては研究対象としないようにしている。</p> | |
| 民営化 | 民営化の可否 | 否 | |
| | 事業性の有無とその理由 | — | |
| | 民営化を前提とした規制の可能性 | — | |
| | 民営化に向けた措置 | — | |
| 否 | 理由 | <p>労働安全衛生分野の研究は、企業に収益をもたらす生産活動に直接結び付くものではないことから、民営化して民間に委ねたとしても事業性はない。</p> | |
| 地方公共団体への移管 | 移管の可否 | 否 | |
| | 移管先 | — | |
| | 内容・理由 | — | |
| 否 | 理由 | <p>労働災害防止対策に地域性はなく、また、地方自治体において安全衛生行政を実施している訳ではないことから、労働安全衛生分野の研究を地方公共団体に移管することは適当でない。</p> | |

事務・事業シート（概要説明書）

| | | | | |
|---|--------------|--|--|---|
| 事業名 | | 労働安全衛生に関する調査研究 | 事業No | 1 |
| 類型 | | 研究開発型 | | |
| 他 法 人 へ の 移 管 ・ 一 体 的 実 施 | 移管の可否 | 否 | | |
| | 可 | 移管先 | - | |
| | | 内容・理由 | - | |
| | 否 | 理由 | 産業安全分野と労働衛生分野について、産業分野に密着しつつ、総合的かつ専門的な研究を実施している法人はないため。 | |
| | 可 | 一体的実施の可否 | 否 | |
| | | 一体的に実施する法人 | - | |
| | | 内容・理由 | - | |
| 否 | 理由 | 産業安全分野と労働衛生分野について、産業分野に密着しつつ、総合的かつ専門的な研究を実施している法人はないため。 | | |
| 国 の 行 政 機 関 へ の 移 管 | 移管の可否 | 可 | | |
| | 可 | 移管先 | 本省 | |
| | | 内容・理由 | 独立行政法人労働安全衛生研究所の研究員は、国の職員でない以上は行政内部における安全衛生基準の策定等に直接関与することはできない。国の研究機関とすることで、研究員が有する専門的な知識、経験をより直接的に活用することができ、こうした問題は解消される。 | |
| | | 徹底した効率化の内容 | 役員の全廃、間接部門の見直し等により、人員を削減する。 また、施設整備や研究コストについて徹底的に無駄の撲滅を行うとともに登戸地区の研究施設を清瀬地区に集約することを検討する。 ※ これらの措置に当たっては、本省職員定員の調整、施設整備のための予算確保等が必要になる。 | |
| | 否 | 理由 | - | |
| その他事務・事業の見直し (今後の事務・事業の効率化又は財政支出の削減に向けた取組等) | | 平成22年度予算においては、運営費、施設整備費の削減により対前年度で17.2%削減したところであるが、引き続き管理的経費等の削減を行うことにより、更なる効率化及び財政支出の削減に取り組む。 | | |

事務・事業シート（概要説明書）

| | | | |
|------------|----------------------------------|--|---|
| 事業名 | 労働安全衛生に関する調査研究 | 事業No | 1 |
| 類型 | 研究開発型 | | |
| 参考 | 行政機関、他法人、自治体等における類似事業 | 無し | |
| | 行政機関、他法人、自治体、民間等との連携・役割分担 | <ul style="list-style-type: none"> 行政機関で必要になる労働安全衛生関係法令や労働災害防止対策に係る通達、指針等の制定、改廃等の基礎となる科学的知見を公正中立な立場から収集する。 また、重大な労働災害等の発生原因を専門的な知識・経験を駆使して解明し、行政における再発防止策の検討等に反映させる。 国内の労働安全衛生分野の人材を育成するため、7大学と連携大学院協定を締結し、研究者を客員教授等として派遣するとともに、大学院等から若手研究者を受入れている。 労働安全衛生分野の専門的な知識、経験を活かし、他の研究開発型独法等と共同研究を実施している。具体的には、独立行政法人産業技術総合研究所とナノ粒子の労働者ばく露実態の研究等を実施している。 警察機関から依頼を受け、渋谷区の温泉施設の爆発事故に係るガス濃度等の鑑定を実施している。 WHO（世界保健機関）の労働衛生協力センターとして、諸外国と分担して研究を実施している。具体的には、保健医療職の筋骨格系障害、交替制勤務の健康影響等の研究を担当している。 また、振動関係のISO規格を改正するために、多軸の加振器を用いて被験者によるデータを収集し、ISO全体会議に提供している。 | |
| | 諸外国における公的主体による実施状況 | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所と同様の事業を行っている諸外国の研究機関としては、以下のものがある。 ・米：労働安全衛生総合研究所（NIOSH）（国立研究所）（2009年度予算額約270億円） ・英：健康安全研究所（HSL）（健康安全庁所管）（2009年度予算額約55億円） ・独：連邦労働安全衛生研究所（BAuA）（国立研究所）（2009年度予算額約70億円） ・仏：労働安全研究所（INRS）（国立研究所）（2010年度予算額約100億円） | |

【これまでに受けた主な指摘事項】

| 指 摘 事 項 | | 措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置） | |
|---|-------------------|-----------------------|--|
| 内 容 | 指摘主体 | 番号 | 内 容(対応年度) |
| ・労働安全衛生に係る調査研究のうち、他の研究機関において研究体制の整備や研究実績の集積等が見られるものについては、速やかに廃止する。 | 閣議決定（平成19年12月24日） | ① | 学識経験者、労働現場、医療現場、一般国民、行政等の事情に詳しい多方面の研究者から成る外部評価委員会を開催し、他の研究機関において研究体制の整備や研究実績の集積が見られるものがないかも含め、事前評価を実施している。（平成19年度） |
| ・労働安全衛生に係る研究業務等の一層の総合化を図る観点から、独立行政法人労働者健康福祉機構と統合する。 | | — | — |
| ・受託研究による自己収入の充実を図る。 | | ① | 平成19年度18,627千円、平成20年度57,370千円の受託研究を獲得している。（平成19年度） |
| ・外部評価会議等の評価を踏まえ、研究内容について、民間企業、大学、地方公共団体、他の独立行政法人等の研究機関との重複を排除するとともに、次年度の研究費配分への反映等を行うことにより、効率的な研究マネジメントを実施する。 | | ① | 業界団体、第一線の安全衛生管理者等と情報交換会を開くなどして労働現場の研究ニーズを把握し、業務に反映している。 また、学識経験者、労働現場、医療現場、一般国民、行政等の事情に詳しい多方面の研究者から成る外部評価委員会を開催し、その評価結果を研究管理に反映させている。 |
| ・福利厚生費（献花代）の取扱いを国におけるものと同等にする。 | 政独委（平成21年12月） | ① | 献花に関する支出基準について、厚生労働省の基準にあわせた。 |

【過去に大きく報道された指摘事項】

| 指 摘 事 項 | | 措置状況（①措置済み、②対応中、③未措置） | |
|---------|------|-----------------------|-----------|
| 内 容 | 指摘主体 | 番号 | 内 容(対応年度) |
| 該当なし | | | |